

もう申請は済みましたか？

## 【65歳以上の皆さんへ】シニア元気いきいき券のお知らせ

はり・きゅう・マッサージ施術と温泉施設のどちらにも使用できる共通券「シニア元気いきいき券」の申請を受け付けています。なお、普通自動車運転免許のない方は、タクシーとバスの運賃にも使用できる券を申請することができます。

**助成額**◆【300円×50枚】の助成券

※利用料金の一部は自己負担となります。1回の利用で使用できる枚数が定められていますので、助成券だけで料金の全額を支払うことはできません。

### 利用者の声

- ・体と心のリフレッシュができます！
- ・温泉を利用する頻度が増え、健康的になりました！
- ・はり・きゅう・マッサージを利用したら、体が楽になりました！
- ・通院にタクシーを使っています。料金が一部助成になるので、助かっています！

**使用期間**◆発行日から令和7年3月31日(月)まで

### ■申請方法

申請場所	必要なもの
美郷町役場	窓口で即日交付 免許証、保険証等の本人確認書類(本人以外が申請する場合は、代理人の方の本人確認書類も必要となります) 後日郵送 本人確認書類は不要です。
六郷・仙南出張所	後日郵送 本人確認書類は不要です。

※申請書は申請場所に備え付けています。

これから夏がやってきます。体調に気を付けながら、お出かけを楽しみましょう！

**問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907**

## 7月は「再犯防止啓発月間」です

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が公布・施行されました。同法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められています。犯罪をした人の社会復帰には、日ごろからの地域での見守

りや声かけといったサポートが大切です。立ち直ろうとしている人を地域全体で支える取り組みにご協力ください。※法務省ホームページ等でも再犯防止に関するページを設けていますので、ぜひご覧ください。

## ひきこもりで悩んでいませんか

「6か月以上、社会から孤立している状態」をひきこもり状態としています。仕事や学校に行っていない、家族以外の人との交流がない、自宅から出ない、自分の興味のある場所に行くが人との会話は避けるなど、社会的なかわりが長期にわたって失われている状態です。

### ■どうして「ひきこもり」になるの？

ひきこもりの原因はさまざまで、本人の悩みが原因の方もいれば、精神疾患や発達障がいの原因と考えられる方もいます。家族の方の中には、ひきこもりの原因が自分のかかわり方にあったのではないかと悩んでいる方もいますが、「育て方」や「しつけ」にのみ原因があるわけではありません。

### ■ひきこもりの方の多くは、心に葛藤を抱えています

ひきこもりの方は、何らかの理由で元気や自信がなくなり、表面上は怠けや甘えに見えても、心に深い葛藤を抱えています。「会社での人間関係などにストレスを感じ、家から出られなくなった」「学校になじめず、周りの人が信頼できなくなった」「不登校がきっかけで、家に閉じこもった状態が続いている」など、追い込まれた結果、ひきこもってしまった方も少なくありません。

### ■どこに相談したら？

ひきこもっている方自身が相談することは難しい場合があります。家族の方が相談することも可能です。まずは下記へご相談ください。なお、秘密は厳守されます。



### 秋田県ひきこもり相談支援センター

**対象者**◆18歳以上のひきこもり状態にある方やその家族

**相談日**◆月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前10時～午後4時

**問●秋田県ひきこもり相談支援センター**  
☎018(831)2525

**問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907**

秋田県福祉相談センター主催

**身体障がい(肢体)巡回相談を開催します**

肢体に障がいのある方を対象とした巡回相談を開催します。身体障害者手帳や補装具の交付・修理などについて、医師や専門業者が直接相談に応じます。相談料や診察料は掛かりませんので、お気軽にご来場ください。

**対象者**◆障害区分が「肢体」の方

**日時**◆7月17日(水) 午後1時30分～午後3時30分

**受付時間**◆午後1時～午後3時

**会場**◆大曲中央公民館(大仙市大曲日の出町)

※次の症状がある場合は来場の自粛をお願いします。なお、体調に不安のある方は後日、個別に相談させていただきます。

- ①高熱(普段より熱が高めと思われる方) ②風邪症状
- ③強いだるさ(倦怠感) ④息苦しさ(呼吸困難)

※来場にあたってはマスクの着用にご協力をお願いします。

**問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907**

**福祉医療制度(マル福)対象者の拡大について**

令和6年8月診療分から、福祉医療制度の対象者が拡大となります。秋田県内に居住地を有する各種医療保険加入者であり、次の要件に該当する精神障害者保健福祉手帳所持者は、福祉医療制度の対象となります。

**対象**◆精神障害者保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療(精神通院)受給者

**内容**◆医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担額を助成  
※精神病棟への入院費用など一部対象外もあります。

**申請方法**◆下記の必要書類を持参の上、町福祉保健課へ申請してください。

- ①精神障害者保健福祉手帳(1級)
- ②自立支援医療(精神通院)受給者証
- ③健康保険証
- ④個人番号を確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)

**■手帳および自立支援医療を申請される方へ**

交付(新規・更新・等級変更)には一定の期間がかかりますので、早めに手続きをしてください。

**問 【手帳・自立支援に関すること】町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907**  
**【福祉医療制度に関すること】町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907**

**福祉医療費受給者証更新のお知らせ**

8月1日(木)は福祉医療費受給者証(マル福)の更新日となっています。対象者には7月中に更新後の受給者証を送付しますので、**更新日以降は必ず送付された受給者証を、受診する医療機関の窓口に表示**してください。なお、所得審査により非該当となる方にはその旨を通知します。

**■福祉医療費受給者証更新対象者**

対象区分	対象者
乳幼児および小中学生、高校生等	18歳以下の児童・生徒等(満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある児童・生徒等) ※父母の住民税所得割課税状況により、受給者証が右記のとおり変更となる場合があります。
ひとり親家庭の児童・生徒等	18歳以下の母子、父子家庭および両親のいない児童・生徒等
高齢身体障がい者	身体障害者手帳4級から6級の所持者(65歳以上・社会保険本人以外)
重度心身障がい(児)者	身体障害者手帳1級から3級または療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療(精神通院)受給者

**■乳幼児および小中学生、高校生等の区分**

年齢区分	父母の住民税所得割	受給者証の色	医療機関での自己負担
乳幼児	非課税	白	なし
0歳	課税	白	
1歳以降		黄	
小学生 中学生 高校生等	非課税	白	なし
	課税	黄	

※受給者証の色が変更になった方は、受給者証の番号も変更になる場合があります。

**問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907**